

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に伴うウェブサイトの掲示について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。つじもと訪問看護ステーションは、近畿厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供いたします。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。（令和 7 年 5 月 1 日より算定開始）DX とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えることです。

算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 5 0 円

対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

施設基準

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - マイナ保険証の利用を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
4. 施設基準 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人正雅会つじもと訪問看護ステーション